

海上の標的に来るという形の場合には、東海村の比較的近所を通って、その目標にぶつかっていく。こういうことは、行ってごらんになってみればすぐわかるはずで、現にその事実をあの辺の漁民も、住んでいる住民もみんな目撃しているわけですから、その真上とは言いません。そういう点で、この爆撃場もないに越したことはないという段階ではなく、今出すべき政治的な時期であり、そしてそれは明確におっしゃるべき性質のもので、私は考えるわけです。従ってこういう要求を出していただけるかどうか。これはあの地域の人人にとってはかなり大きな問題ですから、はっきりお答えをいただきたい、こう思います。

なおつけ加えて申し上げれば、元来あれを解除せよという要求は、当然日本の政府の権利としてできるはずで、と申しますのは、あそこは対地爆撃訓練に使っている。全国でも三沢に一つ、水戸に一つ、南方に一つ、すなわち鳥島ですね。こういうふうな三つの対地爆撃訓練地域があるわけですから、あそこがなくなっても別に差しつかえはありませんし、また同時に対地爆撃訓練というものを一つ頭に浮かべていただきたいと思います。するとこれは日本を防衛するための——かりにアメリカが日本を防衛するといつても、防衛するための戦術であるかどうか、これは明らかであろう。すなわち日本に対する侵略あるいは攻撃というものがあつたならば、これは飛行機によるものであるか、あるいは潜水艦によるものであるか、あるいは自衛隊自身がすでにこの委員会でも確認をせられていることです。そういう

第一類第一号 内閣委員会議録第十五号 昭和三十五年三月十一日

ところが、あなたたちの任務だと思つて立つたところであれば、民度はどうであらうとも、科学の先端を行かなければいかぬというような考え方を採用されることはあると思うけれども、少なくともあなたの方の考えるところは、民度の上に立つた、それが求めているかという声の上に立つた科学分野の開発でなければならぬと思うのです。それを怠つたような形になれば、いわゆる兵器を作っているのではないかと、兵器の準備をしているのではないかと、誤解も当然受けてくると思うのです。私はそれをあなたから十分確認していただいて、取つたお金を大衆に使つていただきたい。なぜかという、月へ行くとするのは、たかさんの人が要求していることではないのだ。ほんとうを言えば、月の裏側がどうであろうかと、さんというものは、だれもそんなにたくさん要求してはいない。それよりも、あまりこまかいことを言つてあなたに笑うかもしれないけれども、おれのうちの前の道路を早く舗装してくれ、これがほんとうの声だと思つて、そういうことをわれわれは考えてみたいと思つて、あなたの政治の考え方は、そういうところにいけば、私は自民党の中でもちゃんとした新しい分野を開拓した政治家としての立場があると思つて、そうではないところに、あなたの方へ、ただ予算をたくさん取ればあれは腕のいい長官だ、こういう評価の仕方は私にも古いと思つて、そこを十分考えていただけてやっていたらいいと思つて、それが一つ。

が、あなたたちの任務だと思つて立つたところであれば、民度はどうであらうとも、科学の先端を行かなければいかぬというような考え方を採用されることはあると思うけれども、少なくともあなたの方の考えるところは、民度の上に立つた、それが求めているかという声の上に立つた科学分野の開発でなければならぬと思うのです。それを怠つたような形になれば、いわゆる兵器を作っているのではないかと、兵器の準備をしているのではないかと、誤解も当然受けてくると思うのです。私はそれをあなたから十分確認していただいて、取つたお金を大衆に使つていただきたい。なぜかという、月へ行くとするのは、たかさんの人が要求していることではないのだ。ほんとうを言えば、月の裏側がどうであろうかと、さんというものは、だれもそんなにたくさん要求してはいない。それよりも、あまりこまかいことを言つてあなたに笑うかもしれないけれども、おれのうちの前の道路を早く舗装してくれ、これがほんとうの声だと思つて、そういうことをわれわれは考えてみたいと思つて、あなたの政治の考え方は、そういうところにいけば、私は自民党の中でもちゃんとした新しい分野を開拓した政治家としての立場があると思つて、そうではないところに、あなたの方へ、ただ予算をたくさん取ればあれは腕のいい長官だ、こういう評価の仕方は私にも古いと思つて、そこを十分考えていただけてやっていたらいいと思つて、それが一つ。

が、あなたたちの任務だと思つて立つたところであれば、民度はどうであらうとも、科学の先端を行かなければいかぬというような考え方を採用されることはあると思うけれども、少なくともあなたの方の考えるところは、民度の上に立つた、それが求めているかという声の上に立つた科学分野の開発でなければならぬと思うのです。それを怠つたような形になれば、いわゆる兵器を作っているのではないかと、兵器の準備をしているのではないかと、誤解も当然受けてくると思うのです。私はそれをあなたから十分確認していただいて、取つたお金を大衆に使つていただきたい。なぜかという、月へ行くとするのは、たかさんの人が要求していることではないのだ。ほんとうを言えば、月の裏側がどうであろうかと、さんというものは、だれもそんなにたくさん要求してはいない。それよりも、あまりこまかいことを言つてあなたに笑うかもしれないけれども、おれのうちの前の道路を早く舗装してくれ、これがほんとうの声だと思つて、そういうことをわれわれは考えてみたいと思つて、あなたの政治の考え方は、そういうところにいけば、私は自民党の中でもちゃんとした新しい分野を開拓した政治家としての立場があると思つて、そうではないところに、あなたの方へ、ただ予算をたくさん取ればあれは腕のいい長官だ、こういう評価の仕方は私にも古いと思つて、そこを十分考えていただけてやっていたらいいと思つて、それが一つ。

○石山委員 中曾根長官、あなたなら私の言うことが理解できると思つて、こういふことですよ。先ほどあなた、科学技術のお金の問題について、私が取り過ぎると言つたら、いやこれでも少ないのだという御意見だつた。私は今日の皆さんがお考えになつて、か度度というものを考えた上の採算ベースに立つところの科学分野の開発

○中曾根國務大臣 返還の問題は、外務省あるいは防衛庁等とも相談をいたしまして、検討してみます。まだ正式に返還を申し出るかどうかは、ここで申し上げることはできない状態にあります。

○石山委員 中曾根長官、あなたなら私の言うことが理解できると思つて、こういふことですよ。先ほどあなた、科学技術のお金の問題について、私が取り過ぎると言つたら、いやこれでも少ないのだという御意見だつた。私は今日の皆さんがお考えになつて、か度度というものを考えた上の採算ベースに立つところの科学分野の開発

○中曾根國務大臣 科学技術を国民の役立つものに育て上げようという御意見には全く同感でございますので、その趣旨に沿つて推進いたします。それから中共その他との間の科学技術の交流も、私は大事だと思つております。先ほど申し上げましたように、平和を目的とするにつつましては、人類共通の課題でありますから、思想や政治体制の差異にかかわらず、全人類の福祉のために協力していくべきものだと思つて、そういう気持で進めて参りたいと思つております。

○福田委員 石橋政嗣君。単にお尋ねしておきたいと思つて、今度のこの科学技術庁設置法の一部改正を提出するにあたりまして、部内でもいぶん議論がされたようでございますが、私も私どももあまりつきりしなわけですが、最も科学的でなくちゃならぬお役所が、何か非科学的な機構いじりややつているのではないかと、そういう誤解を受けるおそれがある、そういうことからちょっとお尋ねしてみたいわけでございますが、昨年の通常国会に出たわけでありまして、そのときにも、長官十分御承知の通り、企画調整

局と調査普及局を廃止して、現在の計画局と振興局を作つたわけでありまして、そのときの説明と今度のこの提案理由の説明とは、若干食い違つてお出されておられると思つて、簡単に申し上げますと、昨年の要旨は、結局基本的な政策等の計画事務に関する部分、こういうものと、それからいわゆる行政の実務に属するものと明確に分ける、企画と実施面とを分ける、そう簡単に言つていいかどうか知りませんが、そういうことでないとも混同して、ややともすれば実務的な面に努力が集中してしまつて、基本的政策の企画、立案というものが第二義的になるおそれがある、だからこうやるのだという御説明があつたわけですが、ところが今度の説明によると、実施事務まで計画局一本で処理するようにする必要がある、こうしている、これは一体どういふことなんだ。科学技術庁自身はどうもどういふ機構をやつた方がいいのか、まだ自信を持っておられないのではないかと、この感じを私も持つわけなんです。そこをよよく説明していただきたいと思います。それから、幾ら宇宙科学技術に関する研究等が急速なテンポで進められておるといつても、一年間のうちにその事情が変わつたと思えないわけですが、昨年提案された当時、全然宇宙科学技術のことを考えておらなかつたわけでもないでしようし、頭に置いておつたことと思つて、一つ御説明をお願いしたいと思つております。

○中曾根國務大臣 ただいま石橋委員の御指摘の通りの原理であります。昨年の改正は、企画的な基本政策をやる部分と、それから実務行政とを区分い

たしまして、当時の調査普及局とか、あるいは企画調整局というものの改正をやったわけでありまして。しかし宇宙科学の問題が出て参りまして、特に国際連合において、総会で決議をして世界的な歩調で進むことになりました。日本も急速にこれに対する国内体制を整備しなければなりません。そこで宇宙科学についてはまだ遺憾ながら日本の場合には萌芽期にある状態です。従いまして基本政策を確立する部門とそれからある程度実務行政を盛った部門を一緒にした方が、この部門では能率的であるという考えをもちまして、この点は私の考え方でそのように決定いたしましたのであります。ほかの部門につきましては、この前の原則通り確保してございまして、宇宙科学だけはそういう特殊な事情がございまして、例外的にそのような措置を今回とつたのでございます。

○石橋(政)委員 そういふ説明では十分納得できないわけですが、今萌芽期にあるから一本にした方がいいのだ、そうすると、これがやや軌道に乗ってくれば、ほかの研究のように、企画の面と実施の面と分けることになるのだ、こういうことになるのですか。そうじゃないと思うのです。そうではなしに、今度は原子力局のように一つの独立した局を設けてやりたいのだ、こういう考え方なんでしょうか。

○中曾根國務大臣 将来大きくなれば、またその大きくなつたときの体制を考えなければなりません、当分の間はこの部面をある程度助長して発達させなくちゃならない、そういう考え方もありまして、企画の面と実務行政の部分を同じところでやらせるように

した、こういうこととございまして。原子力の場合は、これが一本になって独立の体系でやっているわけでありまして。これはやはり日本のようにおくれたものを追いつくという意味で、特別の措置であらうという体制をとつたわけでございますから、宇宙科学の場合も、原子力ほどの大きな問題ではございませぬが、やはりある程度同じ場所ですべて処理させて、能率的にやらせる方がいいだろう、ただ予算の調整事務だけは、これは振興局において確保して、国全般の予算とにらみ合わせながら、そのバランスをとらせるようにしておるのであります。

○石橋(政)委員 あまり十分にわかりはしないのですけれども、私ここで機構いじりになるようなことだけはやめてもらいたい、十分に慎重な検討をされて、これが一番妥当だということのを、自信を持ってから一つ御提案になるようにしていただきたいというのとだけ申し上げておきたいと思つておる。そこで、ちょっとお聞きしておきます。この宇宙科学技術振興のためにいろいろ計画をされておるようございまして、大体三十五年度予算に要求されました額が三億五千万円程度と聞いております。これが大体間違いのないところであるか。そのうち実際に予算化され、来年度実行されるようとしております事業のおもなものは、一体どういふものであるか、その内容、予算額等について御説明を聞いておきたいと思つておる。

○中曾根國務大臣 正確な数字は忘れましたが、たしか二億三千五百万円程度になります。それで、これは各省関係のものを合わせたものであります

が、一つは東大生産技術研究所のロケットの分でありまして、これが一億六千万円くらいだつたと思つて、それからもう一つは郵政省の電波研究所に三十メートルのパラボラ・アンテナを作る、これは国際宇宙通信が行なわれますときに、日本はそのアジア・センターになるという意図で、ことしから設計とか、あるいは土地の確保とか、そういうことをやっておるのであります。その部分と、それから科学技術庁におきまして気象関係のロケットを研究するために三千万円ほど取つておられます。大体これが主軸になりまして二億三千五百万円取つておると記憶しております。

○石橋(政)委員 「科学技術庁月報」といふのが出ています、これが、これによりまして、大体約三億五千万円を要求したというふうな書いてあるわけですが、これは間違いなんですか。

○中曾根國務大臣 確保したのは二億三千五百万円でありまして。
○石橋(政)委員 今三千万円といったのはこの宇宙科学技術開発調査費という部分ですか。
○中曾根國務大臣 そうです。
○石橋(政)委員 それから宇宙科学技術調査団派遣費というのは、内訳は一体どういふものですか。
○中曾根國務大臣 われわれの考え方は、総理府に宇宙開発審議会という審議会を作つて、正規の機関で日本の計画を樹立し、軌道を敷設する。それと同時に、ことしは基本調査を行なうというので、最高権威者を網羅して、たとえばアメリカやイギリスやフランスや、できたらソ連へも行って、各国の状態をよく調査

してもらう、そういうふうにして、こ

としは軌道を敷設するという努力をいたしたいと思つておるのであります。が、そのための外国旅費をたしか六百数十万円確保したものでございまして、その調査団の渡航費用等でございます。

○石橋(政)委員 時間がないうすから、いいです。
○福田委員長 ほかに御質疑はありますか。御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。飛鳥田一雄君。
○飛鳥田委員 法務省の設置法で拜見をいたしますと、長野市にある刑務所をあまり市中に近いところにあるので、これを他に移す、こういう御説明でなしに、かなり大都市のどまん中に刑務所のあるのはたくさんあるのじゃないか。たとえば山形市がそうですし、それから静岡市がそうです。山形市も静岡市もむしろ中心地に存在をしておる。全国回つて歩いたわけではございませんが、おそらく至るところにこういう現象は存在をしておるのじゃないか。この際長野だけではない、そういう都市についても十分考えを考へていらつしやるのかどうか、これを伺いたいと思つておる。

○井野國務大臣 お説のように、刑務所が各都市のまん中にありまして、市の発展を阻害したり、あるいは都市計

画に支障を来たしておる面もございまして。そこで法務省は、全国五十数カ所の刑務所のうち、そういうものを調べて、まず第一期計画として十カ所を選んでわけでございます。ところがこれを毎年大蔵省から予算をもらつて一々やつておりますと、なかなか予算がもらえないので、長野刑務所がやつと四、五年ぶりでき上がったというようなわけでありまして、これはこのまま進んでいけば、二十数カ所の移転問題は百年河清の機会を待つときだと考えましたので、今年から国庫債務負担契約によつて、市といろいろ話し合いをつけまして、そうして市が五年のうち土地を買収し、そうして刑務所を建ててくれれば、あとは市に払い下げて、それでとんとんでいくという計算が出るものですから、そういうところからまず始めて、ことしは名古屋と福岡をそういうことに契約をすることになりまして、これから先はそういう方法、並びにまたそういう方法で非常にむずかしいところがあれば、他のいろいろ方法も勘案して、ともかくも御承知のように早くこういう問題を片づけることに善処したいと思つておる。

○飛鳥田委員 早く郊外に移していただくということはぜひお願いしたいと思つておる。そこで、今私の次に申し上げようと思つたことを大臣おっしゃつたわけですが、大体、元來刑務所をどこに置き、どこにこれを移転するかというところは、国の責任でなければならぬわけですが、ところが実際はお金が出ないというところで市と話し合つて、市にその用地を買収させ、あるいは場合によれば建物の相当な部分まで

は

市におつかぶせて、都心にある現在建っている土地があくから、この土地を市にやるからとんとんになるじやないかという形、今盛んにお勧めになつてゐる。山形の刑務所でもそうだと、このことを私は聞いてゐる。けれども、これは常道でしょうか。私は率直に申し上げて、少なくとも地方自治体はそこまで責任を負うべきものではないし、負つてはならないものだと思ふ。結局中央の予算が出ないからとんとんになるという話であります。実は市はとんとんより損をしてもよいから、なるべくとんとんのような形にして市議会に諮つて、市議会は通してもらひますが、実質的には損が相当あるわけですが、そういったしますと、中央官庁が当然まかなうべき予算を地方自治体におつかぶせ、そして地方自治体の住民はその結果、自分たちの福祉に使つてもらへるべきお金がそれだけ減つてしまふことになるわけですが、僕はそういう便宜主義はこの際厳密に廃止してほしい。早く市内から郊外に移されることをやっていたら、同時にそういう地方住民にいわ寄せがいくようなあり方を、何かもう一度御反省をいただく余地がないのか、こう思つて実はこの点をお聞きしたいので質問を始めたわけですが、だれでも結核の病院とか避病院とか、あるいは刑務所というのは、町中にあることを好まれませんから、町の人たちはとんとんで移れるという、計算上のとんとんの予算を出されれば市議会は賛成しますが、しかし実際はそうじやありません。山形市などは、あの辺は公園敷地になるはずですが、そうすると公園

敷地として市の所有になれば、これは価格としてはどうあろうとも、市民は財産的なプラスをしたとは言えないのじやないか。これを転売してマーケットにでもしたり、あるいは商店街にでもして、現実に市の予算が入つてくるなら別ですが、そうじやないはずです。そうなりますと問題がかなりあるだろう。ついでに申し上げますと、警察庁とかいろいろの庁舎をお建てになる場合でも、その土地の人々に協力を求めるという形、調停委員の方とか何とかの方が寄付を集めて歩いて、かなりたくさんなされてゐるわけですが、自分が縛られる検査庁を自分で金を出して建てるばかどこにあると私はよく言うのです。法務省などは比較的じみちな省でありながら、実はそのこのわざにもを言わせて、民間に依存する度合いがかなり強いように私は思ひます。こういうものは今後よしていただけるかどうか、こういうことをついでに伺つておきたいと思つてゐます。

○井野國務大臣 国庫債務負担契約のやり方はよしとらどうかという御意見でございますが、決してわれわれの方としても市当局にこれを強制してゐるわけではないのです。市当局から非常な希望がありまして、そういう形でもぜひやりたいから今年からそういうふうなことを工夫してくれないかというので、せっかく大蔵大臣とも話し合つてやつと認めさせたわけですが、もちろんそういう形ではできない市もあろうと思ひます。市の財政上から申しましても、そういうところは別の方法でいづも予算を取つておるような方法でやつて参りますけれども、いづも予算を取つておるような方法でやつて参ります。

ますと、なかなか各市に希望が多くて、御期待に沿えない点があるものから、ついでに市の御希望のあるところにはそういう便宜方法をとつておるのです。市自体に対しては過剰負担をかけることはしない、損をかけることはしない。もしも経費が足りなければ、国が債務国庫負担契約でもつて、五年後に何億という金を債務で負うのですから、従つて迷惑をかけることはない。それでやりたい市だけ今やつてゐるわけであつて、決してこちらから無理にお勧めしてやらしてゐるわけではないのです。

○飛鳥田委員 無理に押しつけておるわけじやないとおっしゃるが、だれでも自分のうちのどまん中にきたないものがあればどけたいという希望を持つのは当然で、無理に押しつけなくても、損をしてもやつて下さいということも、損をしてくるのには当然だと思ひます。そういうのには便乗してはいけません。そういうのには便乗してはいけません。強制的に押しつけておるわけです。そういう点、一つ大蔵省と嚴重に交渉をしていただけて、必要な経費はきちつと取つていただけて、民間におんぶをするようなことのないようにお願いをしたいと思ひます。

○井野國務大臣 今ここに詳しい数字は持つておりませんが、相当オーバーしておられます。しかも犯罪の件数は必ずしも低下をしておるとは言えないわけです。そして大体犯罪の漸増して、傾向というものは、長い経験から見ると参りますれば予測することが可能だろう。そうすると現在の刑務所では定員をオーバーしておつて、しかも一方に犯罪が漸増しておる。このギャップをどうお埋めになるのか。率直に言つて入る者はたまたまぬわけですよ。既決で行く人は別だが、未決で入つていく人たちが非常に苦しんでおる面をしばしば私たちが知ります。現在の定員オーバー、そして今後も漸増していく、この状況に合せてどのような根本的な対策を立てていらつしやるのか、これを伺いたいと思ひます。

○井野國務大臣 法務局、ことに登記所の問題は、法務省が持つております唯一のサービス機関なんです。ですから私も法務局の出張所の統廃合につきましては、できるだけ地方の事情をよく見て、地方民の気持ちに従って統廃合していく。今までは実は予算がござい

ませんで、人員が足りなかつたのに登記事務はほとんど倍加して参りました。従って無理でも統廃合しなければならぬ事情でありましたので、地方民の意思に沿わないで統廃合をして参りました。従って今お説のような管轄区域もそういったものに従って変えて参りましたけれども、今後は——地方民が希望すれば別でございませう。こういう登記所を廃止してくれ、あるいは合併してくれと希望すれば別でございませうが、そうでない限りは、本年度相当予算をいただきましたので、この予算でもってやって参りますから、統廃合はやらぬ。ですから現在の区域が不合理であるという御希望が地方から出てくれば、これは変えますけれども、そうでない限りは変えていかない、こういう方針で進んで参りたいと思ひます。

○飛鳥田委員 要求があり次第ばつばつ変えていくという形よりも、明治、大正の時代と今では経済生活もすっかり変わつて、交通機関も変わつて、再検討なさる時期にきていますのじゃないか、こう私は思ふのです。おできが

できるたびにばんそうこうを張つていくというような、こそくな態度をおとりになつていらつしやいますと、法務省の唯一のサービス機関というものがだんだん民衆から離れてしまふ。そう

してそこには、ついめんどろですか、事務を委任するもぐりのいわゆる登記屋とかなんとか屋とかいふものが、でき上がつていつてしまふ危険性があるのじゃないかと思ひますので、ばつばつおやりにならざるに、根本的に何かお考えになるように私はお勧めいたします。

その次の問題として、今定員の話が出ましたが、この問題ももつと定員増をして、登記所に行つたら半日かかるとか、どこどこへ行つたら一日かかつたというような話のないように、ぜひしていただきたいと思ひます。現実にごで働いている人々の労働負担は非常に大きなものがあるのじゃないかと考えます。

そこで、今回の法案で、少年院の点について、「法務局及び地方法務局の管轄区域並びに少年院の位置の基準となつた行政区画の変更等一覧表」というのを拝見いたしますと、「北海道花咲郡舞鶴村を廃し、その区域を根室市に編入する。上記の処分に伴ひ花咲郡に属する区域は消滅した(昭三四総理府告示第四六号)」こういうふうになつておられますが、この舞鶴村を根室区に編入なさつたわけですか、法務局の管轄区域として。

○井野國務大臣 今問題になつております歯舞、色丹の歯舞ではないと思ひます。根室にある歯舞村ではないかと思ひます。そういうふうには聞いておりません。

○福田委員長 石山權作君。石山委員 看守さんたちの福利施設として官舎等の設備はありますか。

○井野國務大臣 ございませう。石山委員 私たち回つてみますと、それぞれの官舎がございませう、鉄道は鉄道なりに。一番貧弱に見えるので、これはやはり特殊な職務に従事して

いますから、世間から離れているわけでしょう。そして福利施設の官舎もよその省から比べれば大へん見劣りしている。おそらくこれは計敷を出していただければ、よそよりもつと数字が落ちていくというふうには私に思ふので、従事している作業が大へん特殊な作業である。福利施設もどうも隠れて見えないようでは、あまり思いやりのある措置ではないと思ふのです。私の

申上げたい点は、よその省の福利施設を見ていただいて、すぐ追いつくような措置を講ずる。むしろ追い越さなければいけないのではないかと。ああいう特殊な作業をなさつていらっしゃる方々ですから、その点を御要望申し上げておきたいと思ひます。

○井野國務大臣 御趣旨の通り十分注意して、これからもよくして参りたいと思ひます。

○福田委員長 他に御質疑はありますか。——御質疑がなければこれにて本案についてこの質疑は終了いたしました。

○福田委員長 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。受田新吉君。

○受田委員 時間がだいぶ進んでおりますが、最初に、審議の都合上伺つておきたいことが一つあるのです。提案理由の説明の末尾に、「何とぞ本案につきましても慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを」ということが書いてある。慎重御審議をするということですが、今から審議が始まるわけですが、慎重御審議の上すみやかという

慎重御審議を今から始めるわけですが、このほかの提案理由にはすみやかということがあるのがたぐさんあるわけですが、慎重御審議をすればすみやかにならなくなるわけですが、この書きぶりがかつと気にかかりますので。

○内田(藤)政府委員 ございませう。持をそのまま表現したただけのことです。

○受田委員 政府の提案理由の中には、いろいろまちまちにおしまひの方が書いてあるわけですが、すみやかにがあつたりなかつたり、慎重御審議は大體あるようですが、そういうところを一つ統一していただくことをまずお願いいたします。

では、慎重に審議を始めます。今回の改正案の第一の問題点は、ギリシヤの公使館を大使館にすることがあるわけですが、公使館を大使館に昇格する場合はの基準というものはどこにあるわけですか。

○内田(藤)政府委員 たいだいまの御質疑の問題は、前の臨時国会においてすでに済んだこととございませうけれども、それは別といたしましてお答え申し上げます。

公使館を大使館に昇格いたしますのは、一般的傾向といたしましては、今日もうほとんど公使館というのは大

體廃止される傾向でございまして、ソ連とかアメリカなどのような大国はほとんど全部大使の交換をいたしてあります。それでむしろ従来はヨーロッパあたりの古くから外交関係を持つておりますが、公使というものが残つておりますが、全体の傾向といたしましては、相手方の希望、それからほかの国と大使の交換をしたからというふうなことで、漸次日本に対しまして大使の交換を要求して参つておるといふのが現在の事情でございませう。實際問題として、大使と公使と権限などの問題について何も差異はございませぬけれども、やはり儀禮的な場合に大使がまず並んで、そのあとに公使がくるというふうなことで、席次とか儀禮という

ことでは公使の方が不利になるわけでございますので、できましたら漸次日本といたしましても大使にして参るのが至当ではないかというふうにご考へております。そのギリシヤの場合もやはり相手方がぜひ——ギリシヤは従来日本には大公使館を持つていなかったものでございませうが、初めて東京に大使館を置くということになりまして、それにつきましてもギリシヤにありますが日本の公使館を大使館にしてくれという向こう側の要望に沿ひまして、そういう措置をとつたわけでございます。

パールの場合は、インドにおられますが大使が兼任でおられるわけでありませぬ。実際の大使館はございませぬ。それでやはり相手国の面子など考えまして、向こうの希望で大使にしてあるわけでございますが、実館はございませぬという事を申し上げておきます。

○受田委員 大使館が置かれてはいる国であることは間違いないわけでございますが、だから実館がなくとも、大使を交換して置く国であることは間違いない。だから大使を置く値打ちがなくとも向こうが言うた場合には、実館を置かないで兼務させるという差等をつけておる、かように了解してよろしくございませぬか。

○内田(藤)政府委員 われわれといたしましては、差等をつけておるという考えはございませぬ。しかしパールに実館を置くほどの価値が現在のところあるとは考えていないわけでございます。従いまして、インドにおります大使が兼任の形でやっておるわけでございます。

○受田委員 えらいまた儀礼的なことをおやりになるものです。大使館を置くほどの価値はない、しかし大使は交換しなければならぬ、こういうような便宜主義で大使館がどんどんできるといふようなことが、特に外交上必要なのですか。大使館を置くほどの、実館を置くほどの価値がないところであれば置かなくていいのじゃないですか。

○内田(藤)政府委員 これはいろいろ考え方はあると思ひますけれども、やはり独立国といたしまして、相手方がそういうことを希望して参ります場合に、外交大使の兼轄というものは、外交上非常にひんぱんに行なわれておるこ

とでございまして、たとえ南米の国など、あるいはヨーロッパなども、ある国はそうでありませぬが、東京に一所置かましても、東亞諸国をその大使に兼轄させておるといふ例は少なくございませぬ。われわれといたしましては、パールが外交使節の交換を希望しておられますときに、実館を置く必要がないから、そういう兼務もいやだと

言つて断わる理由はないと私は思うのでございまして、パールなどにおきましても、実際上ふだんの外交上の業務としてさしたることはございませぬけれども、最近ではヒマラヤの登山隊などというふうなものが、今年はたしか三組くらい予定されておるのではないかと申ひますけれども、そういうふうなことでインドの大使館は、ある期間にはパールに出張駐在員を置きたいというふうなことを言つて参つておる

状況でもございまして、実館を置く必要がないから兼務をやる必要がないということには必ずしもならぬのではないかと申ひます。

○受田委員 大使というものと公使というものには実質的な差があるわけですか。最近はなくなつたのですか。

○内田(藤)政府委員 職務権限とか外交特権、そういうことについては差異はございませぬ。ただし先ほど申し上げましたように、外交儀礼的な面とか席次とかいうような点では差異はございませぬ。

その場合に大使がおりますれば、大使がまず先に並びまして、そのあとに公使がくるという順になります。

○受田委員 そう申しますと向こうが申し出ればみな大使にする、公使館の設置も申し出があれば公使の交換もする、こういうふうに向こうの申し出でやうていくわけですね。こちらからこれに對する規制を加えるとか、こちらの意思を何かの形で現わすとか、普通はそういうことをやらないのですか。

○内田(藤)政府委員 さようなことはございませぬ。相手の希望という一つの要素として尊重いたしますけれども、現に南米などは今公使館が三つ残つておりますが、これは相手国としては非常に大使の交換を希望してお

りませぬけれども、あまり一挙に大使館を置くのもどうかというので押えておる実情でございませぬ。

○受田委員 ネパールに大使を置くことになつておると、南米の三つの日本の移民の多い国を比較した場合に、どちらにウェイトを置かれるのですか。

○内田(藤)政府委員 それはわれわれは南米の方にウェイトがあると思つてお

ります。しかしただいま申しましたように南米の方には実際に公使館を置いてお

ります。ネパールの方は兼務でやっておるわけでございます。

○受田委員 兼務でやつておる大使と実際に公使館の置いてあるところと比べて、今あなたは兼務であつても席次の上で大使の方が上位にあるのだ、そういうお話でありませぬが、大使館の設置を要望している国よりもはるかにウェイトの低い国にさえ大使を交換しているのか、そういうことも言ひ得ると思

ひますが、いかがですか。

○内田(藤)政府委員 確かに南米の諸国は、もう自分のところに来ておる外交使節はほとんど全部大使になつておるから、日本も大使にしてくれ、こういう言い方を参つております。

○受田委員 それは外務省としては、大使をあまりたくさんにするとう工合が悪いのでやつておらぬわけですね。

○内田(藤)政府委員 今残つてお

るのは三國でございまして、三國の中でえり分けするのいかかと思ひますし、そうかといつて三國をみな大使というの、実情から見れば少し行き過ぎ

のような気がいたしますので、まだ見送つておるわけでございます。しかしあまり遠くないうちにこれはやはり大使館にせざるを得ないのではないかと申ひます。

○受田委員 ネパールと比較したときには当然そういう結論が出るが、その三國とはどこどこですか。

○内田(藤)政府委員 パラグアイ、ボ

リビア、ウルグアイでございます。もう一つ、これはちよつと別でござい

ますが、エクアドルもできれば大使の交換を希望しております。

○受田委員 もう一つ、アイスランドのレイキャヴィックに領事館があるわけですね。これは官房長の御存じないようなところにあるわけですか。これはどういう意味で置いてあるのですか。

○内田(藤)政府委員 領事館とお

つたが、私はそうではなく、公使館だと思ひますが、公使館の兼任

でアイスランドはやつております。在スエーデン大使が兼務しておるはずで

あります。

○受田委員 公使館を置くとはますます

もつてなんですか、アイスランドに公使館を置いてある理由はどこにある

のですか。

○内田(藤)政府委員 これもただいま

申しましたが、アイスランドはやはり独立国でございませぬし、國連などの關係を考えますと兼務で置くだけの価値はあると思つております。しかし実館は置いておらませぬ。

○受田委員 アイスランドには日本の

外交官は一人もおらぬわけですか。

○内田(藤)政府委員 その通りでござ

います。

○受田委員 全然おらぬ無人の公使館には看板は掲げてあるわけですね。看板もないわけですか。

○内田(藤)政府委員 看板もござい

ませぬ。

○受田委員 看板も人もおらぬ。しか

しそこに公使館がある。これははなはだ怪しいものですが、兼務としても当然その兼務の公使がそこへ行って執務

する場合はあり得るわけですね。執務する場所はどこなんですか。

○内田(藤)政府委員 大休年に二回出

張いたしております。その場合はホテルに任んでおりました。要すればそこで

執務しております。ただ先ほどちよつと申し上げましたように、外交上では

兼轄でそこに人も建物も何もないといふことは、相当ひんぱんに行なわれて

いることなんでもございまして、日本だけがそういう特殊なことをやつておるわけではございませぬ。

○受田委員 建物も看板もない、人も

いない、ただ形だけ兼務の公使館がある。これは各國とも置いているとい

ふことですが、これは日本にある代表部

と、韓國には日本の住民を保護する機

関がないのと比較するとよく思い当たることもあるわけですが、精神的にそこには公使館があるという気休めです。そうなりますと、それは外交上の通念として、ただ単に形式的に公使の交換をしようというようなことがずつと認められてきておるわけですね。

○内田(藤)政府委員 その通りでございます。外交上の慣例といたしましては一つの国に公館を置きまして、その公館が二つないし三つの兼務をするということはきわめて普通に行なわれていくことでございます。

○受田委員 その場合、レイキャヴィツクに行く場合の旅費というものは別に出るわけですね。

○内田(藤)政府委員 そういふふうには公館が兼務しております場合には、それを勘案いたしまして配付旅費などを配付しております。

○受田委員 アイスランドに公使館がある。公使館を置くほどの国である。しかも兼務ではあるといながらも、領事とか総領事とか違った意味の外交官として非常に高い地位のものを置いてある国である。そこでまだほかに公使を置くべき有力な国があるのと比較してお尋ねしたい。今回総領事を置こうとするローデシアなどは通商貿易もやっつていこうというふうな、あなたの方では相当積極的な取りきめをしておられるようですが、そういう国の方へむしろ公使館を置く方がいいじゃないですか。

○内田(藤)政府委員 今度置こうとしておりますローデシア・ニアサランドはまだ独立しておりません。従って大使館や公使館は置けないわけでございます。そういう関係で今度総領事館

を置きたいというふうな考えておるわけですね。これは独立をめどにしてやるわけですね。独立というのは見通しがついておるわけですか。

○内田(藤)政府委員 このローデシアにつきましては、われわれの判断ではそう遠くないうちに独立国になるだろうと思っておりますけれども、現に国連の下部機関などにはすでに一単位として加盟しております。しかし独立国になることにつきましては、かなり具体的な日付などもアフリカではきまっていますところがあるにありますが、そこにつきましてはまだそこまですべておきません。ただ一般的な考え方としては、そう遠くないうちに独立国になるのではないかと、いふふうな考

えております。

○受田委員 在外公館を作るのが思いつきでなされておるようなら、これも問題ですからね。非常に大きな見通しとか実績とかを十分検討しておやりにならないければならぬのですが、もう一人がどれくらいおり、どういふ取引をやっておる国ですか。

○内田(藤)政府委員 私承知しておる限り、アイスランドには日本人はおらんと思えます。貿易も、私今数字を覚えてませんが、ほとんど問題にならないだろうと思えます。

○受田委員 人もおらん、貿易も問題にならない、そこに公使館がある、こういうことは向こうが申し出たからやっつたわけですか。

○内田(藤)政府委員 公使館があるとおっしゃいますが、実はないということとはかねがね申し上げたので、兼務で

やっておることでありまして、「(兼務でもあるのですよ」と呼ぶ者あり)それは慣例上あるのでありまして、われわれはそれほどの価値があるとは思っておりませんが、兼務で公使館を置くことも、ともかく一國として国連などに入っている関係を考えれば、むしろ当然ではないかと考へております。

○受田委員 世界各國の独立後の国々は全部兼務で置いてありますか。

○内田(藤)政府委員 原則としてはその考へておりますが、現在まだリベリアとイエーメン、それから韓国もそうでありませんが、これにはまだ公館はございません。兼務の公館もございません。

○受田委員 アイスランドにさえ置くのですから、それらの国々とは当然兼務公使の交換はするわけですね。

○内田(藤)政府委員 たとえばイエーメン等については、近い将来さういふふうにしたしたいと考へております。

○受田委員 大公使館論争は以上そのくらいにしておきます。

次は今回の改正案の中身に入っていきますが、総領事館の方は一応ただいまの御説明で質問を取りやめることにします。その次の在勤俸の問題についてお尋ねをしたいと思います。御提出をいただいた資料でお尋ねをします

が、在勤俸の算出方式の中に、米国外交官で年俸五千ドルもらつておる三等書記官のものが、フランスのペリに在勤した場合における給与年額は七千八百二十ドルとなつておる。その内訳は本俸五千ドル、住居手当二千四百ドル、勤務地手当四百二十ドルとなつております。これを見ますと、アメリカの外交官は在勤俸というふうな俸給の性格のものでなくて、住居手当、勤

務地手当という、本俸以外には手当という名称が打つてあるのであります。これは原語はどうなつておるかはお聞きませんが、俸給の一部のような印象を受ける手当ではない。いかがでしょう。

○内田(藤)政府委員 大体お説の通りでございます。アローアンスという字が使つてございます。

○受田委員 日本の場合の俸給に準ずる在勤俸という言葉の使い方について、もう一つ確認をしておかなければならぬのですが、アメリカでさえ手当とはっきり割り切つておるときに、外務省だけが俸という言葉を使つて、基本俸給に準ずるような俸給及び手当とはっきり日本の人事院は割り切つて區別しているわけでございますが、俸給と手当を區別しているときに、俸給の一部のような印象を与える在勤俸がつけられておるのは、國際通念から見てもこれは問題があると思ふ。やはり在勤手当とはっきり割り切つて區別されるのが適當なんじゃないでしょうか。

○内田(藤)政府委員 この点はすでにこの委員会におきまして、受田委員の御質問に対してお答え申し上げたのであります。従来は在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の第二条に、在勤職員が受ける俸給、手当がずつと並んでおりまして、その中に在勤俸、加俸というふうな字が使われておるわけでございます。しかも在勤俸がどういふ形で与えられるかということになりますと、「在勤俸は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充當するため支給されるものとし、その額は、在外職員がその休面を維持し、且つ、そ

の職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう」云々、こういうふうな書いてございまして、われわれは手当であるか俸給であるか、その観念上の問題にさしてこだわらるつもりはございませんけれども、この書き方から見ましてもいふゆる手当とはまた違つた、やはり基本俸給的な観念も含んだものとして、この法律は観念しておるので、それがこの第二条に手当という字を使いながら、在勤俸のときには在勤俸とこう書いておりますので、法律の趣旨はさういふ意味ではないかというのが現在われわれの考へ方でございます。

○受田委員 それは考へ方が違つておると思ふのです。その手当というものとこの俸給というものは、さうあいまいなものではないわけなのです。その法律の加俸、在勤俸の問題を今取り上げられておるわけですが、外務省だけがこれを用いておるわけ、たまたまその当時外務省のどなたかが御立案になつたと思ふ。国家公務員関係で俸給以外のものを俸の字を使つて、俸給にまぎらわしく説明している給与制度は全然ありません。従つて、外務省だけが「当時給与制度というものについて國全体をまとめる機関がなかつたために、一省で御立案されたものがそのまま通つてきた」ということが言えると思ふのですが、一応われわれは人事院という国家公務員の機関がきめておる基準にのつとて各省がこれを是正されると、従来独立の性格でお出しになつた法案のあやまちはただされる。今あなたは、基本給、俸給の性格を含んでおるといふ解釈ですが、それはその御説明では出てこないわけですね。基本的に受ける俸給の方に

は入らないわけです。手当の方へ入る。これはこの任居手当とかあるいは勤務地手当とかいうものに相当するものであつて、この算定方法の御説明を聞いてもこう書いてあるのです。これはあなたの方からお出しただいた中に「一級職の職員で五級の職務にある者が、アメリカ合衆国ワシントンに在勤して衣食住に専事かぬ最小限度の生活をする場合の生計費を見積り、月額約二三〇ドルを要するものと算定した。」とこう書いてあるのです。これはあなたの方が書いた資料でも、ワシントンに在勤する地域的な立場に立つて衣食住に専事かぬ最小限度の生活をする場合の生計費と、こういうことがはつきりうたつてあるわけです。それで今最低の号俸を出されて、いわゆる外務書記試験に合格して向こうへ赴任した場合の最低を規定しておられるわけです。この書きぶりからいっても俸給の性格は出ないはずですがね。

○内田(藤)政府委員 在勤俸の問題につきましては、昭和二十七年に戦後初めて在外公館を設置するときに行きました法律でございますので、現在ではいろいろその額などについても調整を要するかとおぼえております。ただ各国のいろいろのこのごぼこを均等にやりますためには、調査なども十分いたさなければなりませんので、おくれれておりますけれども、おそれなくそう遠くないうちにこの在勤俸の問題は根本的に考えられる時期も参ろうかと思つたので、その際には先生の御意見なども十分参酌いたしまして、名前が適当でないならば変えるなり、適当に考えた、こういうふうにご考へております。

○受田委員 その次に「ワシントンに

おける在勤俸支給年額」で、これは外務書記ですが、この表の中で基準号俸の十号二千七百五十ドルというのは、アメリカの三等書記官に当たるものですか。日本の場合は五等級くらいに当たるのか、六等級くらいに当たるのか、どれに当たるのか、一つ御説明願いたい。

○内田(藤)政府委員 中級試験の合格の初めでございますから、三等書記官といったようなものよりは下でございませぬ。名前は副理事官と言つておるのではないと思つたが、いわゆる試験と申しまして、外交官試験でない、中級試験でございますから、その合格者の初任給というわけでございます。三等書記官というふうな、そんな上のものでございませぬ。

○受田委員 アメリカの三等書記官というところ、この号俸のどこに当たりませぬか。

○内田(藤)政府委員 三等書記官も幅がございませぬ、大体五号くらいのことをご考へただければ、そう間違つていないと思つた。

○受田委員 官補というのの説明をしておられるのでありますが、三等書記官は五号ないし六号としてみましようか。そうしますと、在外手当をもらつてゐる三等書記官が受けるその手当の額は、パリにおいては二千四百ドルと四百二十ドルで、合計二千八百二十ドル、これが本俸以外の手当になつておるのです。そうですね。

○内田(藤)政府委員 その通りでございます。

○受田委員 そりしますと、五千七百八十ドルを在勤俸をもらうことになつてゐる五号俸あたりは、日本では係長、

課長補佐、課長の段階に入るでしよう。そのあたりのもの、つまりアメリカの三等書記官が二千八百二十ドルしかパリで在勤手当をもらつてない。日本の在外公館に勤務する職員は、在勤俸として五号に当たるものが五千七百八十ドルももらつてゐる。ちよつと倍からもらつてゐる。これは在勤俸の額がアメリカと比較しても非常に高いといふことが言えると思つた。

○内田(藤)政府委員 それは在勤俸だけをおとりになりますから、そういう結論が出るわけでございますけれども、本俸がアメリカの場合には五千ドルももらつておられるわけですから、月に約四百何十ドルという本俸と申しますか、基本給があるわけでございますから、それで、それから、パリに在勤したからといつて、そうたくさん出す必要はないといふことで、二百何十ドルで済んでゐるわけでありませぬ、日本の場合、この三等書記官の者が月に二百何十ドルしかもらえないといふことで、これははたして生計も営めないでございませぬ、外交官の体面といふようなこともどういふべきでないか、これはわれわれが日本でもらつておられます月給のことを同時に勘案していただきませぬと、結論ははなはだ不当なものになるのではなからうかと思つた。

○受田委員 そうお答えいたしたごうと思つて、私は御質問したわけですが、そこでこれから問題が起るのです。アメリカは本俸五千ドルももらつておられるわけです。日本でも外交官は本俸を国内でもらつておられる。大公使としても八万円から九万円ももらつておられる。それぞれみんな俸給をもらつておる。

もらつたものが海外でさらに手当をもらつておる。こういう二重構造になつてゐるわけですね。二重構造になつてゐる場合に、アメリカという国は、本俸が高いから海外手当を低くしておる、そういう意味合いのものでは、私はないと思つた。やはりこれに書いてあるように、住宅手当とか勤務地手当とかいうものは、海外にいても食費といふような意味で本俸を高くしてゐるとは思つた。本俸といふものは、外交官として基本的に受ける俸給なので、従つて今のようなお説であるならば、たとえば日本の大使や公使が海外へ勤務しておられる場合に、御本人は飯も食わないしお小づかひも要らないから、その分だけみな貯金ができるのだ。家族は節約すれば、大使の八万円はほとんど六万円くらいは貯金できるわけですね。御本人は国内の生活費は全然要らないのですから。だから本俸といふものは、それぞれその国で基本的に受ける俸給として計算すべきであり、在外で勤務する期間の在外手当といふものは、別のワケで計算をする、これははつきり割り切つていかなければならぬ。アメリカは海外に勤務するものも、勤務する差額の分は本俸で食ふという意味で、本俸が高いとか、そういう基準にはなつていないと思つた。従つて在勤俸の算定基礎といふものが、日本の場合には本俸を差し引いて計算した場合にはばかに高いものになつておる。この資料によると、ワシントンの場合に、下の上、中の下くらいだと基準を置いておられますけれども、この在外手当について、実はこういう説がある。外務省の方々は海外へ出られると、在勤手当を節約できるの

で、それで海外勤務を希望する。国内へ来ると本俸だけしかないので、外務省というお役所はなかなか財政的にも予算の上でもしほられてゐる役所だから、みんな海外へ出たがるという、そういう説が一般に流れておる、こういうことなのです。こういう意味で、在外手当という基準はこれはやはりいろいろな角度から検討されておきめにならないと、この基準に対して一つの疑点も起ると思つた、またこれを非常によく節約すれば、貯蓄もできる。一財産を作つて海外からお帰りになる外交官も現われるといふことも私は考えられるのです。従つて実際に要する経費は直接国が支払うような方式をとれるように、在外手当の支出の実態を明らかにされないと、それをばく然と認めたままでまかしておいたのでは、非常に不合理な金の使い方がされる危険があると思つた、いかがでしょうか。

○内田(藤)政府委員 私は今受田委員のおっしゃいますような結論になることとおぼえて、われわれは在勤俸といふのが必ずしも手当てではないのではなからうかといふことを、先ほどから申し上げたつもりでございます。外国の生活といふのは非常に日本の生活と比べて金がかかるというところは、たとえば旅行者の場合でも、一日に二十ドルとか二十五ドルといふものが認められるといふようなことを考へましても、外国に参りましたときには、日本の普通の俸給とは格段の形において給与がなければ、生活ができないという実情があるわけでございます。従つてアメリカのようにもとの俸給が高い場合に、それは外国に出たときの手当といふ觀念だけで成立すると思つた。

れども、日本のような場合でござい
ますと、これにただアメリカと同じよう
なレートで二百ドルとか三百ドルが加
えられたというのでは、これは在外に
おいての外交官の生活はできないと思
うのであります。結局日本の場合にお
きまして、在勤俸以外にいわゆる本
俸と合わせたものが在外の俸給という
観念でございまして、本俸はそれはた
また日本に家族を残しておられるた
めに二重の生活で、本俸を日本に置い
てあるという場合もむろんあろうかと
思いますけれども、考え方をいたしまし
ては、いわゆる本俸も在外で使うべき
ものであるという考え方でございま
す。それを両方合わせまして、現在の
在外においての外交官の相場と申しま
すか、そういうものをとりますと、日
本の場合にまあ中ぐらい、中から少し
下くらいというのが現在の実状でござ
います。日本の在勤俸が特に諸外国と
比べて高いというふうにはわれわれと
しては考えておらぬわけでございま
す。

すから、在勤俸の十分の一程度しかサ
ラリーをもらっておらぬ。ワシントン
における大使の一万八千八百ドル、こ
れは少なくとも六百万円です。六百万
円の在勤俸をもらっておられるわけ
です。大使の俸給が八万円ないし九万円
としても、大体その年の俸の五倍くら
いを在勤俸でもらっておられるわけ
です。従って本俸の方は大して問題にな
らぬと思うのです。在勤俸をもら
う方々から見たら焼け石に水の程度の方
額なんです。だから私は問題になるの
は在勤俸だと思ふのですが、在勤俸の
基準が、これは節約する、下の下の生活
をやるといふぐらいにすれば、これは
うんと貯蓄ができるわけです。この下
と、下のぐらいをおやりになるとい
うことを基準にしておられるわけだ
が、これもやはりこういうように、在勤
俸をやられたらどうですか。アメリカ
がはつきり割り切っているように、住
居手当というふうな形のものをはつき
りして、住居を外交官にはきちんと与
える、その住宅手当を国がはつきり出
す。そのほかの生活費をこういふふう
にだんだんと局限されてくると、そこ
においてアメリカがやっているような
はつきりした勤務地手当というものが
残る残るといふ、お小づかいの分が出
てくる、こういうふうになると思ふの
ですが、諸外国の在勤俸、こういうも
のは一体どういふふうになつていま
か。外国の実情もお伺いしたいと思
つておたのですが、まだその資料が出
ていませんが、在勤俸の計算の方法が
残つてくると思ふのです。これが万全
の策かどうかをお伺いしたいと思います。

このやり方が万全とは必ずしも考え
ておりません。外国の例などいろいろ
調べておるのでありますが、国によりま
して、何と申しましてもその基本の給
がずいぶん違ひますのと、また在外に
おけるやり方につきましてもかなり固
よってまちまちでございまして。それ
から住居を必ず別の手当で出すとい
うようなことも一つの考え方で、われ
れ将来場所によつてはそういうことも
考えなければいかぬという感じは持
ておりますけれども、在勤俸を全部そ
ういふふうの中身を割りましてやる
り方が妥当かどうか、もう少し研究さ
せていただきたいと思ふ次第であり
ます。

このやり方が万全とは必ずしも考え
ておりません。外国の例などいろいろ
調べておるのでありますが、国によりま
して、何と申しましてもその基本の給
がずいぶん違ひますのと、また在外に
おけるやり方につきましてもかなり固
よってまちまちでございまして。それ
から住居を必ず別の手当で出すとい
うようなことも一つの考え方で、われ
れ将来場所によつてはそういうことも
考えなければいかぬという感じは持
ておりますけれども、在勤俸を全部そ
ういふふうの中身を割りましてやる
り方が妥当かどうか、もう少し研究さ
せていただきたいと思ふ次第であり
ます。

にやっておるのじゃないでしょうか。
○内田(藤)政府委員 在外公館のこと
につきましては、終局的には館長とい
うものがある程度信頼する以外に私は
やむを得ないと思ひますけれども、可
能な限りにおきましての査察、検査と
いうことはやっております。査察使と
いうのが大休年に——これは必ず毎年
一回というわけには参りませんが、年
一回くらいずつ出しておられますと、
それからそのほか会計検査院もことし
からはたしか検査に出られるようで
ございまして。われわれといたしまし
て、それ以外に行政上の措置をいたしま
して、できる限りの監査をいたしてお
るつもりでございましてけれども、冒頭
に申し上げましたように在外公館のこと
についてはそれほど疑念を持たれるとい
たしますならば、われわれの不徳のい
たすところと申し上げるよりいたし方
ないわけでございまして。

額調をお出しただいてはいるのです
が、大学卒の試験採用の初任給は英國
は五万円、米國は十二万一千円、ちよ
うど日本の十倍であります。フランス
が四万五千円、西ドイツが六万三千円
となつておられるわけでありまして。こ
ういふふうで大学を卒業した者が、英國
は五万円、米國は十二万で暮らされて
おられるのでありますから、その暮ら
し方からいけば、アメリカを○とした
場合に、イギリスをその半分にしてい
るという計算ができるでしょう。また
フランスはその半分よりさらに少なく
ない、こういうふうになるわけではな
く、アメリカ、フランスはいずれも地
域差が

なくて、同じ一〇〇という単位になつておる。だからこういう問題も考えてみると、どうも大学を出た者が、安い国も高い国も同じような基準で在勤俸がきめられておつて、地域差がほとんどないようになっておるというのには、一応外交官に対する体面を考えたわけでしょうか。もう一つそれにつけ加えてお答えを願いたいのは、このこまかい地域差というものが、どうもアメリカを一〇〇とした場合に、ブラジル九五アルゼンチン九〇とか、こういうふうな基準というものが、われわれには何か納得できない。何を算定基礎にされたか。計算の基礎に不明確なところがあると思うのです。この国々がこんな違つてゐるわけですが、物価指数、その他の問題もあると思うのですけれども、私はその国の俸給をもらつてゐるものを比較してみるのが、生活の比較をするのに一番いいと思う。日本は低賃金でございますから、非常に窮屈な暮らしをしてゐる。アメリカは日本の十倍も初任給をもらつてゐるから、物価が多少高い点があつても、案にいつてゐるというようなところがあつてゐると思うのですが、一応俸給というのが基礎になると思うのに、その俸給をほとんど参考にされないで、この地域差ができておるのですが、この在勤俸の地域差はどういうことできめられてゐるのか、その二つをお答え願ひたいと思ひます。

○内田(藤)政府委員 先ほども申し上げましたように、現在の作られております法律は、今日から見ますと非常に古いものでございますし、われわれ自身非常にでこぼこが生じておるということをお認めいたしております。従いま

してわれわれといたしましては、そういった点を勘案いたしましたして、これの改正を行なわなければならぬと思つて、せつかく準備をいたしておるわけでございますが、全般をうまく勘案いたしますという事は、実際問題としてなかなかむずかしいことでございます。すので、この一、二年のうちにならぬと思つておられますけれども、現在のところ、ある特殊のところは何とか早く是正したいと思つておりますけれども、全般的には現在のところまだそれを調整する法律案を出す段階に至つていないわけでございます。

○受田委員 これで私の質問を終わりますが、外務省としては、われわれは外務省の公平な平和外交に対しては全幅の御協力をしているわけですし、外務省の事務当局としてまじめなやり方に対しては御協力をして差し上げますから、こういうこまかい事務的な問題などにもいろいろとお手数ではあらうが、国民が納得するようなものを出していただいて、外務省という役所は案外高いところで下を見おろすような別格官幣社——今はそういう言葉はありませんが、そういうような印象を与えるようなことのないように、国民に解け込んだ外交の役所ということに奮励努力されんことを希望いたしました。質問を終ります。

○福田委員 ほかにも御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 これより三案を一括し

て討論に入るのでありますが、別に討論の申し出でもありませんので、直ちに採決いたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて三案はいずれも可決されました。

なお、三案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次会は米たる十五日午前十時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時十分散會

〔参照〕

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)に関する報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付)に関する報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)に関する報告書

(別冊附録に掲載)

昭和三十五年三月十六日印刷

昭和三十五年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局